２２０　登録国債の元利払

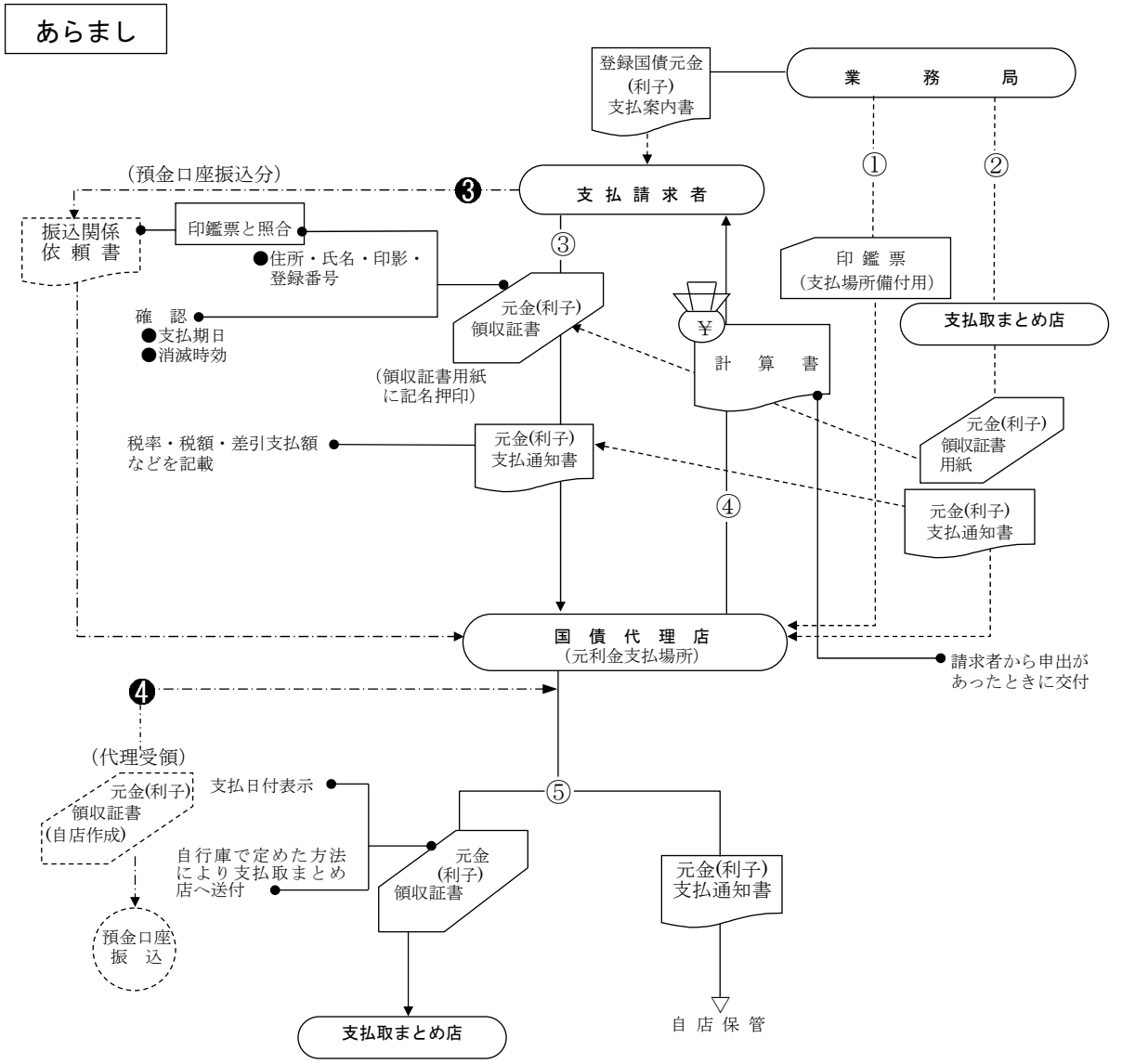

● 登録国債の元利金は、指定された支払場所において、記名者その他正当な受領権者に対し元金（利子）領収証書と引換えに支払う。

● 登録国債の毎期利子および元金を代理受領し、預金口座へ振込の取扱をするときは、振込関係依頼書を提出させ、支払期日に指定された預金口座へ振込の手続きをする。

　なお、この振込手続きは直接国債代理店事務としてではなく、当該店舗が金融機関の一般業務として行う趣旨のものである。

● このほか、所得税および地方税の課税事務を自行庫で定めた方法により行う。

（参考【課税手続】３１２、３１３、３１４等）

２２１　自店備付けの登録国債印鑑票の取扱い

①受 入

○　業務局から登録国債印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめ、自店備付けの印鑑票として受入れる。

- ●　印鑑票の元利金支払場所欄に自店の店名が記載されているか
- ●　登録国債印鑑票送付書に記載の枚数と一致しているか

○　送付された印鑑票の印鑑票受入日欄に受入日付を表示する。

○　登録国債印鑑票受領書に受領日付を表示し、速やかに業務局国債業務グループへ送付する。

印鑑票などの例示

＜記名者の印鑑票の例示＞

書式№131(A) ＜下部＞　　印 ①

登録国債印鑑票（支払場所備付用）

登録番号	6	1	2	3	4	5	6	0

②

住　所（〒×××-××××） *東京都○○市△△町１－１* 氏　名 甲　野　太　郎	印　鑑 甲 野	（業務局受付日付） 6.4.1 （印鑑票受入日） 6.4.5 （不用組替日）
元利金支払場所　○○銀行○○支店	コード	

③　④

（注）１.元利金の支払に際しては、登録国債元金（または利子）領収証書記載の登録番号と上記の登録番号を照合すること。
２.代理人の登録国債印鑑票があるものは、本印鑑票と同綴しておくこと。

日本銀行業務局

●自店保管（保管期間１年）

①　業務局備付分と契印されている。

②　登録番号が表示されている。

③　業務局の受付日付が表示されている。

④　業務局からの不用通知に基づき、用済分として整理するときに記載する。

⑤　常任代理人に与えられている元利金の受領権限等が表示されている。

●表示方法

- 一切の権限が与えられているとき……各種請求・元利金受領
- 元利金の受領権限だけ与えられているとき……元利金受領
- 利子の受領権限だけ与えられているとき……利金受領

●表示されていない事項に関しては権利行使ができないので注意すること。

＜常任代理人など記名者以外の者の印鑑票の例示＞― 元利金の受領権限だけを与えられている常任代理人の場合

書式№131(B) ＜下部＞

印 ①

登録国債印鑑票（支払場所備付用）

コード	0	0	1	2	8	0	0	0

②

いずれかを○で囲む			
質権(転質権)者 担保権者 総代人 (常任代理人) 親権者 後見人	住所（〒 ××× － ××××） 埼玉県○○市△△町１－１ 氏名 株式会社○○銀行 経理部長 乙野次郎	印鑑 部長 経理 印	
業務局記載	(記名) 株式会社○○銀行	(代理権限) 元利金受領	

(業務局受付日付)
6.4.1
(印鑑票受入日)
6.4.5
(不用組替日)

③

④

⑤

(注) 元利金の支払に際しては、登録国債元金（または利子）領収証書の登録番号欄記載のコードと上記のコードを照合すること。

日本銀行業務局

●自店保管（保管期間１年）

登録国債印鑑票送付書

(日付) 6.4.1

(あて先) ○○銀行○○支店 御中

日本銀行業務局

枚数	代表者 代理人	(新規登録)選任 名称変更 住所変更 支払場所変更 交替 変更 改印 資格変更
1		

登録番号 6 1 2 3 4 5 6 0

記名 甲野太郎

備考
(1). 備付けの印鑑票として保管して下さい。
2．備付けの印鑑票と差換えて保管して下さい。
なお、差換え済の旧印鑑票は不用となりましたから、１か年保存のうえ廃棄して下さい。

№ 100

自店で随時廃棄

印鑑票の送付事由としては、登録の請求・届出の事由が記載される。

登録国債印鑑票受領書

(仕出) ○○銀行○○支店

代表者 代理人	(新規登録)選任 名称変更 住所変更 支払場所変更 交替 変更 改印 資格変更

(受領日付) 6．4．5

№ 100

複写で作成されている。

受領日付を表示し業務局国債業務グループへ送付する。

●「はがき」になっている。

②整理保管	○　受入れた印鑑票は、ファイルするか袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。
③汚染き損・滅紛失	○　印鑑票を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに業務局国債業務グループへ連絡し、その指示により取扱う。
④払出	○　業務局から印鑑票が不用となった旨の通知を受けたときは ●　自店備付けの印鑑票から該当する印鑑票を抜き出し、不用組替日欄に不用通知の受付日付を表示する。 ●　現在枚数から払出し、用済分として前記②により整理保管中のものとは別に保管（保管期間１年）する。 ＊印鑑票の不用通知は、次のようなときに行われる。 ❶　元利金の支払完了などにより、その記名者の登録国債がなくなったとき（除去） ❷　支払場所が他店に変更されたとき（除去） ❸　改印、住所・氏名（名称）の変更、代表者の変更、常任代理人の変更などにより、印鑑票の差換えがあったとき（差換え） ＊　差換えにより新たに受入れた印鑑票は、前記①および②により取扱うこととなる。

不用通知の例示

（除去だけのとき）

（日付） 6.4.1

登録国債印鑑票不用通知

（あて先）
○ ○ 銀 行 ○ ○ 支 店　御中

日本銀行業務局

貴店備付けの下記の印鑑票は不用となりましたから、
１か年保存のうえ廃棄して下さい。

登録番号	6 0 0 3 4 5 6 0

記 名
甲野三郎

枚 数　*1*

事 由　*削除*

受領日付を表示し、業務局国債業務グループへ送付する。

● 「はがき」になっている。

（差換えのとき）

登録国債印鑑票受領書

（仕 出）

変 更

（受領日付）
6.4.5

自店で随時廃棄

登録国債印鑑票送付書

（日付）6.4.1

（あて先）
○ ○ 銀 行 ○ ○ 支 店　御中

日本銀行業務局

枚数	代表者 代理人	新規登録 選任 名称変更 住所変更 支払場所変更 交替 変更 (改印) 資格変更
1		

登録番号	6 0 4 5 7 8 9 0

記名
甲野次郎

備考
1．備付けの印鑑票として保管して下さい。
(2) 備付けの印鑑票と差換えて保管して下さい。
なお、差換え済の旧印鑑票は不用となりましたから、１か年保存のうえ廃棄して下さい。

№ *101*

№ *101*

複写で作成されている。

印鑑票の送付事由としては、登録の請求・届出の事由が記載される。